

町内で実施する確定申告及び住民税申告の不要な方等について

◎申告不要の方

1. 公的年金（遺族年金・障害年金は除く）のみの収入で扶養親族のいない方で令和7年分（令和7年1月1日～令和7年12月31日）の年金収入額が
65歳未満 → 公的年金の収入額が98万円以下
65歳以上 → 公的年金の収入額が148万円以下
2. 1ヵ所からの給与収入のみの方で、勤め先で年末調整をした方

※医療費控除等で還付等を受ける方や、年末調整に含んでいない控除を追加して還付等を受ける場合は申告が必要です。

◎電話での申告が可能な方（住所・氏名・生年月日をお伝えください）

1. 令和7年中に収入がない方
2. 遺族年金・障害年金のみの収入の方

※申告をしなかった場合

- ・保険税・各種保険料が高く算出される場合があります。
- ・様々な給付金等が支給対象外となる場合があります。